

## 「原発なくそう！九州玄海訴訟」第3次提訴声明

私たちは、本年1月31日の第1次提訴、3月12日の第2次提訴に引き続き、本日、1178名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める訴訟を佐賀地方裁判所に提起した。第1次・第2次原告と合わせて、4252名の原告を擁する歴史上最多数の原発訴訟である。

昨年3月11日の福島第1原発事故による被害は、将来の健康被害を含め、いまだその全容が明らかにならないほど甚大である。私たちは、福島第1原発事故の被害を経て、このような危険な結果を生み出す原子力発電という方法を人類は選択してはならないとの思いに至り、本件訴訟を提起した。

また、本日、国と九州電力を被告して、九州電力川内原発のすべての操業の差し止めを求める「原発なくそう！九州川内訴訟」が原告数1114名で鹿児島地方裁判所に提起された（第1次提訴）。同訴訟はわたしたちのきょうだい訴訟であり、同提訴により、九州から原発全てをなくす訴訟がそろい、闘いの舞台は設定された。

福島第1原発事故後、原発を止めようという国民世論は多数となり、それらが後押しとなって、ついに本年5月5日には定期検査に入った我が国の原発全てが稼働していない状態にまで至り、本日までその状態が続いている。

しかしながら、政府は、福島第1原発事故の原因の解明のない段階で、かつ同事故原因を踏まえた安全指針の見直し及びそれに基づいた検査もないまま、夏の電力不足等を理由に再稼働の動きを強め、大飯原発3・4号機の再稼働を認めることを突破口にして、原発再稼働路線を突っ走ろうとしている。

ところが、このような政府の動きは、福島第1原発事故により、原発事故の深刻な影響は地元自治体だけではなく、数十km、数百kmはなれていても存在することが明らかとなったことにより、“地元自治体だけの同意では再稼働を許さない”世論からの反発をますます買う結果となっている。また、今年の夏において原発なしで電力需要にも対応できることで原発は不要であることが一層はっきりする。

私たちの圧倒的多数の集団提訴が引きも切らず続いていることは、原発を許さない世論が大きくなっていることの証左であるし、政府や電力会社の姿勢や態度が変わらなければ、さらに燎原の火のごとく原告参加は増え続けていくと確信している。

私たちは、第4次以降の提訴を行いつつ、まずは国と九州電力に玄海原発全ての稼働差止、その先に廃炉を求め、さらに政府等に我が国の他の原発の稼働差止とその先の廃炉を求める。

上記のとおり声明する。

2012年5月30日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団